

# 令和5年度 市町村住宅用太陽光発電補助制度 実施状況(一覧)

令和5年6月末時点

市町村名	補助制度等の名称	補助の対象者及び要件等	補助金額	募集期間	問い合わせ先
1 高知市	高知市 住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金	・以下のいずれかに該当する事業を行う者 (1)自ら居住する目的で市内に住宅を新築する際に、その住宅の敷地内において、「太陽光発電設備」又は「太陽光発電設備及びその付帯設備である蓄電池」を設置すること。 (2)自ら居住する市内の住宅の敷地内において、「太陽光発電設備」又は「太陽光発電設備及びその付帯設備である蓄電池」を設置すること。 ・FIT制度又はFIP制度の認定を受けないこと。 ※その他要件あり(募集要領参照)	①太陽光発電設備 7万円/kW(10kW未満) ②蓄電池 補助対象経費(工事費・設備費)(税抜)の1/3(上限50万円) (予算額①、②合計で1,500万円)	・令和5年6月12日～令和5年6月30日 ・受付期間内に申請額合計が予算額を上回った場合は抽選を行い、交付決定事務処理の順番を決定する。その順番で交付決定事務を行い、予算が不足した時点で終了。	新エネルギー・環境政策課 088-823-9209
2 室戸市	室戸市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・市内に住所を有している者で、自ら居住する市内の住宅等に対象システム設置を希望する者。 ・市税及び県税の滞納がない者。 ・電力会社と電灯契約を締結している者であること。	・太陽光発電システム 3.5万円/kW 上限14万円 ・蓄電池システム 上限20万円 (予算170万円)	・令和5年4月1日～令和6年2月29日 ・先着順で予算に達した時点で終了	まちづくり推進課 0887-22-5147
3 安芸市	安芸市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・自ら居住する専用及び併用住宅にシステムを設置しようとする者 ・市税及び国民健康保険税を完納している者	3万円/kW 上限12万円 (予算120万円)	・4月1日～ ・先着順で予算に達した時点で終了	環境課 0887-35-1023
4 南国市	南国市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・自らが居住している市内の住宅(併設住宅含む)または市内に居住を予定している方 ・市税を滞納していないこと	・市内事業者施工分 5.5万円/kW 上限22万円 ・市外事業者施工分 3万円/kW 上限12万円 (予算550万円)	・4月1日～ ・先着順で予算に達した時点で終了	環境課 088-880-6557
5 須崎市	須崎市 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	・市内に自ら居住する住宅(併用住宅含む)または市内に居住を予定している方 ・市税の滞納がない者	・市内事業者施工分 4.0万円/kW 上限16.0万円 ・市外事業者施工分 3.0万円/kW 上限12.0万円 (予算200万円)	・令和5年4月14日～令和5年12月20日(水) ・予算の範囲内	環境未来課 0889-42-5891
6 土佐清水市	土佐清水市 太陽光発電システム設置促進事業補助金	(1)対象システムの設置に係る電力会社との電力受給契約を行う個人であること。 (2)次のいずれかに該当する個人であること。 ア 自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者 イ 自らが市内に新築する住宅に対象システムを設置し、実績報告日までにその住宅に居住する者。 ウ 自らが市内に居住するための、対象システムを設置した新築売住宅を購入し、実績報告日までにその住宅に居住する者。 (3)水道料金及び市税等、市への納入金に滞納がない者。	・市内事業者施工分 3.5万円/kW 上限14万円 ・市外事業者施工分 3万円/kW 上限12万円 (予算24万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	市民課環境室 0880-82-1214
7 四万十市	四万十市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する者又は自らが居住するために市内のシステム付き新築住宅を購入する者 ・市税の滞納がない者 ・設置に関し、自らの実支出額が確定する者	3万円/kW、上限12万円 (予算240万円)	・4月3日～ ・先着順で予算に達した時点で終了	環境生活課 0880-34-6126
8 香南市	香南市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する個人(店舗、事務所等併用住宅を含む) ・市内に居住を予定し新築、改築する住宅にシステムを設置する個人 ・市税を滞納していない ・補助金の申請年度内に、電力会社との太陽光発電の余剰電力の需給を開始すること。	・定額6万円 (当初予算240万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	環境対策課 0887-57-8508
9 香美市	香美市 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する個人(店舗、事務所等併用住宅を含む) ・市内に居住を予定し新築、改築する住宅にシステムを設置する個人 ・市税を滞納していない	3万円/kW、上限12万円 (予算480万円)	・4月20日～ ・先着順で予算に達した時点で終了	環境課 0887-53-1063
10 東洋町	東洋町 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	・設置場所が主たる住居であること、もしくは、空き家バンクに登録した家であること。 ・県税及び町税等の滞納がない者	10万円/kW 限度額40万円 (予算80万円)	・4月1日～ ・予算に達した時点で終了の場合あり	住民課 0887-29-3394
11 奈半利町	奈半利町 住宅用太陽光発電システム導入費補助金	・実績報告をする日において、当町の住民基本台帳に記載されている者 ・自らが居住している町内の専用住宅または町内に居住を予定している専用住宅に太陽光発電設備及び蓄電池システムの両方を設置又は、既に当該専用住宅に太陽光発電設備を導入している場合であって新たに蓄電池のみを導入する個人 ・電力事業者と電力供給契約を締結していること ・町税等を滞納していないこと ・奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に力関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと	・発電設備 4万円/kw(上限20万円) ・蓄電池システム 4万円/kwh(上限20万円) 予算額合計 120万円(3件分)	・4月1日～ ・予算の範囲内	地方創生課 0887-38-7775
12 安田町	安田町 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	・自らが居住している町内の住宅(店舗、事務所等併用住宅を含む)又は町内に居住を予定し新築又は改築する住宅に住宅用太陽光発電システム等を設置する個人(町税及び県税を滞納していないもの)	・発電システム 設置費から補助金等の収入額を控除した額と太陽電池モジュールの最大出力値に12万円/kWを乗じて得た額(上限60万円)と比較し、いずれか低い方の額とする ・蓄電池設備 設置費から補助金等の収入額を控除した額と蓄電池設備の設備容量に4万円を乗じた額(上限40万円)と比較し、いずれか低い額とする (予算300万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	地域創生課 0887-38-6713
13 芸西村	芸西村 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・自ら使用する村内の個人の専用及び併用住宅にシステムを設置または、建売住宅等のシステム付住宅を購入する方 ・村税等(国民健康保険税)を完納している者	3万円/kW 上限12万円 (予算120万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	企画振興課 0887-33-2114
14 土佐町	土佐町 脱炭素社会推進総合補助金	・要綱調整中	発電システム 14万円/kw(上限70万円予定) 蓄電池 15.5万円/kwh 2/3補助(上限67万円予定) 予算33,929千円の内数	要綱制定日(R5.6中を予定) 予算の範囲内	企画推進課 0887-82-2450
15 いの町	いの町 住宅用太陽光発電設備等導入補助金	・事業実績報告の日において、町の住基に記載されている者で、県税・町税等の滞納がないこと ・自ら居住する住宅又は居住を予定している新築・改築する住宅に、 ①発電システム及び蓄電池を設置する個人であること ②既存の発電システムに蓄電池を追加設置する個人であること ・その他詳細要件は県補助要綱第6条に準ずる	・発電システム 予算100万円 4万円/kW(上限20万円) ・蓄電池設備 予算100万円 2万円/kWh(上限20万円)	4月26日～	総合政策課 893-1112
16 中土佐町	中土佐町 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	・町に住民登録があり、若しくは申請後1年以内に住民登録が確定している者で、町民税等に滞納がないこと ・町内に自ら居住する住宅(併用住宅含む)に設置する太陽光発電システム	5万円/kW 上限25万円 満65歳以上の方のみで構成される世帯がオール電化住宅にする場合、1万円/kW上乗せ(上限5万円) (予算80万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	町民環境課 0889-52-2215
17 構原町	構原町 新エネルギー等活用施設設置費補助金	・構原町内に住所を有し、引き続き10年以上定住可能な者(ターナー、リターン者を含む)で自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅含む)に太陽光発電システムを設置しようとする者 ・町税等を滞納していない	《太陽光発電》 1kwあたりの金額の1/2 (1kWあたりの上限20万円) (予算:他の新エネルギーの補助金と合わせて900万円)	・4月1日～ ・特に申請期限は定めていないが年度内完成すること	環境整備課 環境推進係 0889-65-1251
18 四万十町	四万十町 太陽光発電設備等設置費補助金	・自らが居住している四万十町内の住宅(店舗、事務所等併用住宅を含む)または居住を予定している新築又は改築する住宅に太陽光発電設備と蓄電池設備の両方を新たに導入しようとする個人 ・四万十町の住民基本台帳に記載がある者(実績報告書を提出する日において) ・町税等を滞納していない	・太陽光発電設備:太陽電池モジュール最大出力値×4万円/kwの額以内(上限:20万円) ・蓄電池設備:蓄電容量×3万円/kwの額以内(上限:30万円)	・4月1日～ ・予算の範囲内	環境水道課 0880-22-3119